

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第58条第1項	児童福祉施設（保育所）の設置認可の取消し	子育てあんしん課

1 処分基準は、次のとおりとする。

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設（保育所に限る。）が、児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。